

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等
 附帯事業：農地集積促進事業 等
 【限度額：事業費の12.5%】

<流域治水対策の推進>【新設】

- ・ 田んぼダム実施に向けた調査・調整経費を定額支援
- ・ 畦畔補強や排水路整備等について定額支援

② 実施計画策定等

工 種：計画策定 等（2年以内）

- ※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画関連地区は最大4年
- ※ 水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画関連地区の場合、定額支援（令和7年度まで）
- ※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

- ・ 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・ 対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・ 助成割合

集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）	2.2%	+1.0%（計3.2%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）	1.9%	+0.8%（計2.7%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）	1.7%	+0.5%（計2.2%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）	1.4%	+0.3%（計1.7%）

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合は



<整備前>



<整備後>

大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・ 受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・ 担い手への農地集積率50%以上 等

補助率：50% 等

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進するとともに、田んぼダムの取組、病害虫対策等を推進。

1. 事業内容

① きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
- ・補助率：50%等

<流域治水対策の推進>【新設】

- ・田んぼダム実施に向けた調査・調整経費を定額支援
- ・畦畔補強や排水路整備等について定額支援

<病害虫発生予防及びまん延防止>【新設】

- ・病害虫の発生又はまん延のおそれのある地域における土層改良の定額助成メニューを追加

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

② 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	() は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○ 地下かんがい導入 + 2万5千円/10a ○ 実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	() は樹園地の場合
	客土	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 担い手に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区
- ・農業協同組合
- ・農地中間管理機構
- 等

農地中間管理機構関連農地整備事業 < 公共 >

【令和4年度予算概算決定額 62,717 (68,045) 百万円の内数】
 (令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数)

< 対策のポイント >

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備**を支援します。

< 事業目標 >

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割 [令和5年度まで])

< 事業の内容 >

1. 農地整備事業

対象工程：**区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等**

附帯事業：機構集積推進事業

(推進費として**事業費の12.5%等**を全額国費で交付)

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な**実施計画**や**換地計画**の策定 (最大4年間)
 ※ 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援 (令和7年度まで)

< 主な実施要件 >

事業対象農地の**全て**について、**農地中間管理権を設定**
 事業対象農地面積：**10ha以上 (中山間地域は5ha以上)**
 (各団地：**1ha以上 (中山間地域は0.5ha以上)**)の**まとまりのある農地**
 事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内 (果樹等は10年以内)**に**向上**
 (生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上)

※ 下線部は拡充内容

< 事業の流れ >

1/2 等



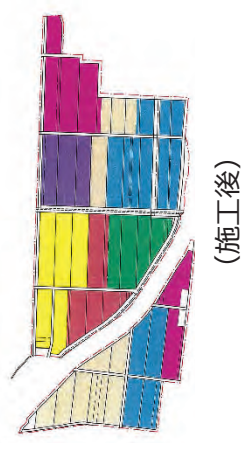
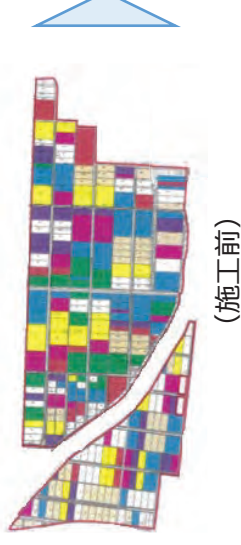
国

都道府県

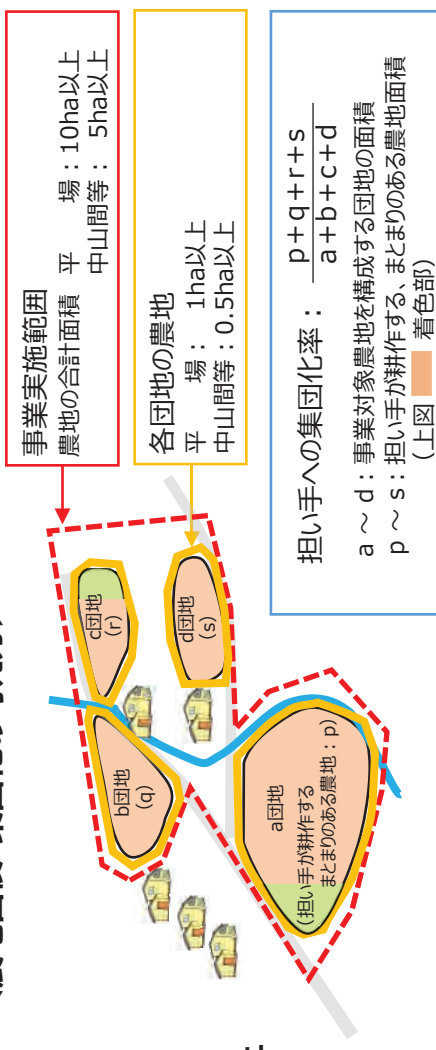
※ 農地整備事業の場合

< 事業イメージ >

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



< 農地面積・集団化の考え方 >



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

畑地帯総合整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 62,717（68,045）百万円の内数】
 （令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数）

<対策のポイント>

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための畑地化・汎用化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備

畑作地帯における畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの

〔 営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能 〕

【附帯事業】

- 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費
- 高収益作物の導入面積割合に応じた促進費（畑地周辺の水田の畑地化を対象に追加）
- 【受益面積要件】 受益面積20ha（畑地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
 （樹園地については受益面積5ha以上※（0.5ha以上の団地の合計））等

※ 優良品種・品目の導入に取り組み場合

2. 水田地帯における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化のための整備

高収益作物の導入・定着に向け、パイプライン化や排水改良等による水田の畑地化・汎用化等の基盤整備を実施するもの

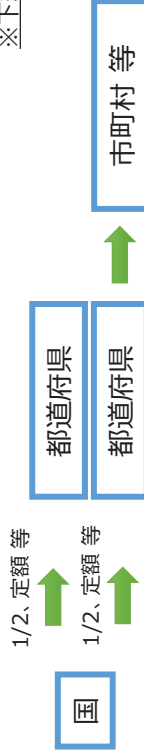
【附帯事業】

- 高収益作物の導入面積割合に応じた促進費 等
- 【受益面積要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上
 （事業実施区域の5割以上で高収益作物を作付けする場合は5ha以上）

3. 事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

